

心理カウンセリングのご案内

～再び同じ過ちを繰り返さないために～



大阪府

性犯罪は、再犯率の高い犯罪と指摘されていることをご存知ですか？
特に、痴漢や盗撮などは再犯率が高いため、同じ過ちを防ぐには、より早い段階で、犯罪に及ぶ問題性への対策を身につけることが重要とされています。



性欲だけが原因ではない！？

あなたは、問題行動を引き起こす要因に、
自分で気付いていないのでは？



この要因に気づき、対策することが大切です。

大阪府では、痴漢や盗撮などをした方が、ご自身で犯罪に及ぶ問題性を理解し、再び同じ過ちを繰り返さないための具体的な対策を身に付けていただくため、無料で心理カウンセリング（原則6回まで（アセスメント1回＋プログラム5回））を実施しています。（※交通費等自己負担）

このカウンセリングは個別で行いますので、他人にあなたのことを知られる心配はありません。

少しでも関心を持たれた方は、下記の問い合わせ先に連絡いただき、ぜひこの支援をご利用ください。



心理カウンセリングの支援の対象となる方

次の全ての要件に該当し、心理カウンセリングによる支援を希望する方

要件1：痴漢、盗撮、公然わいせつ、不同意わいせつ（未遂罪も含む）（※旧刑法の強制わいせつ（未遂罪も含む）を含む）、監護者わいせつ（未遂罪も含む）、窃盗（自己の性的好奇心を満たす目的で犯したものに限り、（未遂罪も含む））、児童ポルノ製造、性的姿態等撮影（正当な理由がないのに、ひそかに、「性的姿態等」（性的な部位、身に着けている下着、わいせつな行為・性交等がされている間における人の姿）を撮影）の性犯罪を行った方

要件2：要件1の罪により、罰金・科料、執行猶予、起訴猶予の処分を受けた方

（保護観察付全部執行猶予となり、性犯罪者処遇プログラムを受けられた方は除きます。）

要件3：過去10年以内に拘禁刑の処分を受けていない方（全部執行猶予を除く）

要件4：申請時に上記(1)の罪の嫌疑を受けていない方：現在捜査中の方は対象外になります

要件5：大阪府内に居住する方

【問い合わせ・申込先】

〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府 危機管理室 治安対策課
電話番号 06-6944-6843（直通）

心理カウンセリング支援を受けるまでの流れ



痴漢、盗撮、公然わいせつ、不同意わいせつ、
下着盗、児童ポルノ製造などの性犯罪をした



執行猶予、罰金、科料、起訴猶予などの処分が
決定した



再犯をしてしまうかもしれない・・・

- ・不安を感じていませんか？
- ・癖になっていませんか？



心理カウンセリング支援制度の利用

- ・まず、大阪府の「問い合わせ・申込先」にご連絡ください
- ・心理カウンセリング支援制度について説明いたします



支援の申込

- ・大阪府に「支援申込書兼同意書」を提出してください
- ・大阪府では、あなたが支援の要件に該当するか確認します



心理カウンセリング開始（原則6回）

- ・予約制の個別カウンセリングです
- ・第三者にあなたのことを知られる心配はありません



犯罪に及んでしまう原因を理解し、同じ過ちを
繰り返さないための対策を身に付けましょう！！